

広島県告示第四百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年六月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成三十年六月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

尾道新市線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	旧				
一七・九〇〃 一八・二〇	三・七〇〃三 ・八〇			一三・六〇	
一三・六〇					拡幅
福山市芦田町大字上右地字大谷一〇五〇番地 先から 福山市芦田町大字上右地字大谷一〇五〇番地 先まで					